

# 許さない



- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為等
- ・売買春
- ・性犯罪
- ・夫・パートナーからの暴力

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日(水)～25日(火)

【25日は女性に対する暴力撤廃国際日】

## 女性に対する暴力をなくす運動

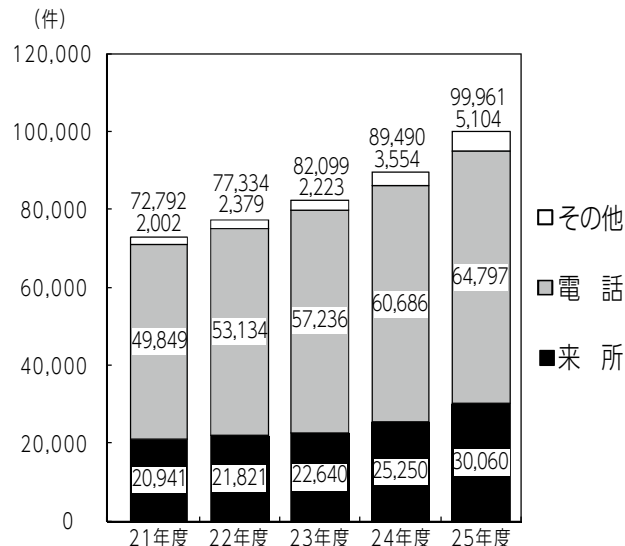
人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がることをしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。

こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、国が主唱し取り組む運動です。

### ■運動の重点

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に徹底します。

#### 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

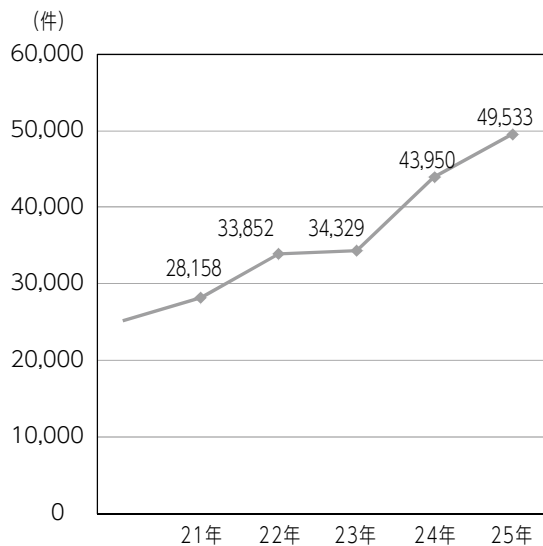


※各年度4月1日～3月31日  
資料出所：内閣府調べ

(備考)

相談件数は、平成25年4月1日～26年3月31日の間の支援センター238か所(うち市町村設置の支援センターは64か所)における件数です。

#### 2 警察における暴力相談等の対応件数



※各年1月1日～12月31日  
資料出所：警察庁調べ

(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙などにより認知・対応した件数です。

一人で悩まず、ご相談ください。一緒に解決策を考えていきましょう。

相談名	相談機関
女性相談・育児相談 (要予約)	日時／第1・3・5月曜日午前9時30分～午後0時30分、毎週水曜日午後1時～4時、 第2・4・5土曜日午後1時～4時 ※各祝日を除く 場所／役場内相談室(保育あります) 問合せ／企画財政課 ☎991-1815 ☎991-1825(月・水・土曜日のみ)
DVに関する相談	埼玉県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センター DV相談担当) ☎048-863-6060 日時／月～土曜日午前9時30分～午後8時30分、 日曜日・祝日午前9時30分～午後5時 ※年末年始を除く
	埼玉県男女共同参画推進センター(愛称：With You さいたま) ☎048-600-3800 日時／月～土曜日午前10時～午後8時30分 ※祝日・年末年始・第3木曜日を除く ※男性からの相談にも応じています。